

公 共 施 設 等 へ の
新 エ ネ ル ギ ー の 導 入 指 針

平成 2 0 年 1 0 月

三 重 県

－ 目 次 －

1 導入指針の趣旨	1
2 導入指針の対象とする事業等	1
(1) 県が自ら使用する施設等への導入	1
(2) 県が実施主体となる事業への導入	1
(3) 県の業務における住民、事業者、市町への働きかけ	1
3 導入指針の内容	2
4 導入指針の進行管理等	2
(1) 進行管理等	2
(2) 導入実績等の報告	2
(3) 導入実績等の公表	2
5 導入指針の施行期日等	3

公共施設等への新エネルギーの導入指針

1 導入指針の趣旨

石油依存度の高い我が国のエネルギー事情や地球温暖化等環境問題に対応するためには、新エネルギーの導入促進が強く求められている。

また、新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることや震災時等に非常用電源として活用できることなど、地域の特性に応じた導入を図ることが効果的である。

このため、国においては、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づく基本方針のなかで、地方公共団体は新エネルギーの計画的な利用等を進めることが必要であるとしており、本県では、平成11年度に「三重県新エネルギービジョン」を策定した。(平成17年3月に改定)

この指針は、「三重県新エネルギービジョン」に掲げる新エネルギーの導入目標を達成し、ビジョンを実現するために策定する。

2 導入指針の対象とする事業等

この指針を適用する施設、事業等は次のとおりである。

(1) 県が自ら使用する施設等への導入

- ① 本庁舎、総合庁舎、単独庁舎、警察施設、各公設試験研究機関等
- ② 公用車
- ③ サービス等の購入

(2) 県が実施主体となる事業への導入

- ① 道路の整備事業
- ② 農道の整備事業
- ③ 河川・ダム等の整備事業
- ④ 海岸の整備事業
- ⑤ 漁港海岸の整備事業
- ⑥ 港湾の整備事業
- ⑦ 漁港の整備事業
- ⑧ 都市公園等の整備事業
- ⑨ 県営住宅の整備事業
- ⑩ 下水道の整備事業
- ⑪ 県立学校の整備事業
- ⑫ 教育文化施設の整備事業(図書館、美術館、博物館、運動施設等)
- ⑬ 県有社会福祉施設の整備事業
- ⑭ 県立病院の整備事業
- ⑮ 水道の整備事業
- ⑯ 発電所の整備事業

(3) 県の業務における住民、事業者、市町への働きかけ

- ① 地域振興
- ② 廃棄物対策
- ③ クリーンエネルギー自動車(低公害車等)の普及
- ④ 病院、災害拠点病院の設置
- ⑤ 社会福祉施設の設置
- ⑥ 木材産業振興
- ⑦ 試験研究、調査検討
- ⑧ 企業立地
- ⑨ 中小企業融資
- ⑩ 地域再開発
- ⑪ 学校教育
- ⑫ 市町の社会教育施設(公民館等)の設置
- ⑬ 災害時の避難所の設置
- ⑭ 省資源・省エネルギー啓発
- ⑮ 新エネルギーの導入促進

3 導入指針の内容

別表1のとおり

4 導入指針の進行管理等

(1) 進行管理等

各部長は、導入指針の対象とする事業等への新エネルギー導入について、事業の計画段階から新エネルギーのより多面的かつ効率的な導入促進を図るよう配慮し、導入実績等について把握するものとする。

また、各部長は、「導入の取組」(別表1)として掲げた事務事業について、原則として県庁ISO14001の環境目的・目標に設定し、進行管理を行うものとする。

なお、本指針に基づく新エネルギーの導入ができないことに合理的な理由があると、各部長が認める場合は、本指針によらないことができるものとする。

(2) 導入実績等の報告

各部長は、導入実績について、政策部長に報告するものとする。

なお、各部長は導入することができなかった理由等についても政策部長に報告するものとする。

(3) 導入実績等の公表

この指針の対象とする事業等のうち、「県が自ら使用する施設等への導入」と「県が実施主体となる事業への導入」にかかる導入実績等については、各部長からの報告等により把握した毎年度末の実績導入量等を公表するものとする。

5 導入指針の施行期日等

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年10月1日から施行する。

(別表1)

3 導入指針の内容

(1) 県が自ら使用する施設等への導入

対象施設等	導入の取組	所管部局名
本庁舎 総合庁舎 単独庁舎 警察施設 各公設試験研究機関等	①新設や大改修等を行う庁舎等の全てに、その規模、用途など特性にあった新エネルギーの導入を図る。 ②既存の庁舎等についても、設置スペースが確保され、大きな導入効果が期待できる場合には積極的に導入を図る。 (配慮すべき事項) ・環境に負担をかけず、電力負荷平準化や自立電源として災害時にも役立つ太陽光発電の導入を図る。 ・給湯需要の大きな施設での太陽熱利用の導入を図る。 ・エネルギーの使用効率を高めるため、コージェネレーションを組み合わせた導入を図る。また、その際には、非常用発電施設の平常時使用による設備使用の合理化も検討する。 ・地域の特性から可能な風力発電、下水・河川水の温度差エネルギー、工場排熱等の利用を検討する。 ・県有施設の所在地域における地域冷暖房等の事業計画へ参画する。	各部共通 総務部
公用車	③クリーンエネルギー自動車をはじめとする低公害車・低燃費車等の導入を図る。	各部共通 環境森林部
サービス等の購入	④クリーンエネルギー自動車を活用したタクシーや宅配サービスを優先的に利用する。 ⑤グリーン電力制度の活用や環境に配慮した電力の購入について検討する。	各部共通 政策部、総務部

(2) 県が実施主体となる事業への導入

対象事業等	導入の取組	所管部局名
道路の整備事業	①標識及び道路鈺等の交通安全施設への太陽光発電の導入を図る。 ②道路施設への太陽光発電の導入を図る。	県土整備部 警察本部
農道の整備事業	③農道に設置する発光型交通標識や道路鈺など交通安全施設への太陽光発電の導入を図る。	農水商工部 警察本部
河川・ダム等の整備事業	④河川の水位・雨量観測施設(テレメーター)など河川・ダム等の管理施設への太陽光発電の導入を図る。	県土整備部
海岸の整備事業	(人工リーフ、潜堤) ⑤人工リーフ、潜堤の位置明示のための灯標への太陽光発電の導入を図る。 (護岸) ⑥護岸背後の管理用通路等の照明への太陽光発電の導入を図る。	県土整備部
漁港海岸の整備事業	(人工リーフ) ⑦人工リーフの位置明示のための灯標への太陽光発電の導入を図る。 (護岸) ⑧護岸背後の管理用通路等の照明への太陽光発電の導入を図る。	農水商工部
港湾の整備事業	(車止) ⑨発光型車止への太陽光発電の導入を図る。 (上屋) ⑩港湾上屋内の照明への太陽光発電の導入を図る。	県土整備部
漁港の整備事業	⑪漁港整備に係る照明設備への太陽光発電の導入を図る。 ⑫航路標識灯への太陽光発電の導入を図る。 ⑬漁港浄化施設への太陽光発電、風力発電、波力発電の導入を検討する。	農水商工部

都市公園等の整備事業	<p>⑭都市公園の照明、時計、トイレ等への太陽光発電などの新エネルギーの導入を図る。</p> <p>⑮自然公園内のビジターセンター、トイレ等への太陽光発電の導入を図る。</p>	<p>県土整備部</p> <p>環境森林部</p>
県営住宅の整備事業	<p>⑯新設や大改修等を行う際に、その規模などにあつた太陽光発電、太陽熱利用などの新エネルギーの導入を図る。</p>	<p>県土整備部</p>
下水道の整備事業	<p>⑰下水処理場への太陽光発電の導入を図るとともに、下水温度差エネルギーについて技術動向の把握に努める。また、下水汚泥のバイオマスエネルギーの利用可能性を検討する。</p>	<p>県土整備部</p>
県立学校の整備事業	<p>⑱新設や大改修等を行う際に、エネルギー教育、環境教育を推進する観点からも、その規模にあつた太陽光発電などの新エネルギーの導入を図る。</p> <p>また、それら施設が震災等の非常時に地域の避難所となりうる場合には自立電源としての新エネルギーの導入について配慮する。</p>	<p>教育委員会</p> <p>防災危機管理部</p>
教育文化施設の整備事業(図書館、美術館、博物館、運動施設等)	<p>⑲新設や大改修等を行う際に、エネルギー教育、環境教育を推進する観点からも、その規模にあつた太陽光発電、太陽熱利用など新エネルギーの導入を図る。</p>	<p>教育委員会</p> <p>生活・文化部</p>
県有社会福祉施設の整備事業	<p>⑳新設や大改修等を行う際に、その規模などにあつた太陽光発電、太陽熱利用、コージェネレーションなど新エネルギーの導入を図る。</p> <p>また、それら施設が震災等の非常時に地域の避難所となりうる場合には自立電源としての新エネルギーの導入について配慮する。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>防災危機管理部</p>
県立病院の整備事業	<p>㉑県立4病院について、大規模改修等を行う際に、その規模などにあつた太陽光発電、太陽熱利用、コージェネレーションなどの新エネルギーの導入を図る。</p> <p>また、その際には震災等の非常時に地域の医療救護の拠点になることも踏まえて自立電源としての新エネルギーの導入について配慮する。</p>	<p>病院事業庁</p> <p>防災危機管理部</p>

水道の整備事業	㉒浄水場等への太陽光発電について、受水市町と協議しながら導入を図る。	企業庁
発電所の整備事業	㉓水力発電施設における太陽光発電の導入について設置可能箇所、採算性等について検討する。	企業庁

(3) 県の業務における住民、事業者、市町への働きかけ

対象業務等	導入の取組	所管部局名
地域振興	①観光資源やまちづくりの一環としての新エネルギーの導入など、地域、市町が主体となった取り組みを促進する。	政策部 農水商工部
廃棄物対策	②廃棄物処理において、循環型社会の優先順位を踏まえ、発電・熱利用など廃棄物エネルギーの有効利用を図るよう働きかける。	環境森林部
クリーンエネルギー自動車(低公害車等)の普及	③市町、民間に対し、クリーンエネルギー自動車等の導入を働きかける。	環境森林部
病院、災害拠点病院の設置	④市町、民間に対し、太陽光発電、太陽熱利用やコージェネレーションの導入を働きかける。 ⑤災害拠点病院については、自立電源としての太陽光発電やコージェネレーションの導入を働きかける。	健康福祉部
社会福祉施設の設置	⑥市町、民間に対し、太陽光発電、太陽熱利用やコージェネレーションの導入を働きかける。 また、それら施設が震災等の非常時に地域の避難所となりうる場合には自立電源としての新エネルギーの導入について配慮するよう働きかける。	健康福祉部 防災危機管理部
木材産業振興	⑦間伐材の有効利用、残廃材の再利用など木材の高度有効利用を促進するため、発電など木質バイオマスの有効活用を図るよう働きかける。 ⑧間伐材や残廃材など木質バイオマスを利用した発電や熱供給を働きかける。	環境森林部 政策部

試験研究、調査 検討	⑨大学や企業等が連携した研究会の設置により、バイオエタノールなど、バイオマスエネルギー産業の振興を働きかける。 また、間伐材等未利用バイオマスを効率よくエネルギー利用するためのシステム等について調査検討し、市町や企業等に対し、その有効利用を働きかける。	農水商工部 政策部
企業立地	⑩新規の工場立地や市町等の新規の工業団地造成に際しては、工場排熱等のカスケード利用など新エネルギー導入に配慮するよう働きかける。	農水商工部
中小企業融資	⑪中小企業者の新エネルギー利用設備の設置について、県単融資制度(環境保全資金)等で支援を行う。	農水商工部
地域再開発	⑫下水・河川水・海水の温度差エネルギーなど未利用エネルギーを有効活用するため、これらを活用した地域熱供給の導入を働きかける。	県土整備部
学校教育	⑬市町、私立の小中学校の新設や大規模改修の際にエネルギー教育、環境教育を推進する観点からも太陽光発電など新エネルギーの導入を図るよう働きかける。	教育委員会 生活・文化部
市町の社会教育 施設(公民館 等)の設置	⑭市町等が公民館等を新築あるいは増改築する際に太陽光発電、太陽熱利用などの新エネルギー活用について、広く県民に啓発する観点からも、市町等に対してその積極的な導入を働きかける。	教育委員会
災害時の避難所 の設置	⑮市町に対し、災害時に避難所となることが想定される庁舎、学校、公園等の施設に太陽光発電など自立分散型の新エネルギーの導入を働きかける。	防災危機管理部
省資源・省エネ ルギー啓発	⑯省資源・省エネルギーにかかる啓発の際に、県民に対し、新エネルギーの利用促進についても啓発を行う。	生活・文化部
新エネルギーの 導入促進	⑰県民に対し、新エネルギーの導入促進について啓発を行う。 ⑱市町に対し、新エネルギービジョンの策定及び新エネルギーの導入促進について働きかける。 ⑲市民風車、市民共同発電など、住民自らの新エネルギーに対する取組みを促進する。	政策部

(注)「コージェネレーション」とは、単一のエネルギー資源から電力と熱を同時に生産し利用するシステムをいう。

「バイオマスエネルギー」とは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもので、林地残材や、製材廃材、建設廃木材、家畜ふん尿、生ごみ、廃食油、下水汚泥などをエネルギー源として利用するものをいう。